

	1 県	債	81,000
歳 入	合 計		224,610

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		224,610
	1 災 害 救 助 費	224,610
歳 出	合 計	224,610

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無 利 子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 平成27年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
平成27年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,035千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,842
	1 繰入金	9,842
2 繰越金		145,052
	1 繰越金	145,052
3 諸収入		69,141
	1 貸付金元利収入	69,135
	2 雑収入	6
歳入	合計	224,035

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉		200,055

	1	母子父子寡婦福祉費	200,055
2	公債費	1	公債費
			15,378
3	繰出金		8,602
	1	一般会計繰出金	8,602
歳出	合計		224,035

5 平成27年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成27年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,335,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		552,986
	1 繰越金	552,986
2 諸収入		1,282,974
	1 貸付金償還金	1,282,972
	2 雑収入	2
3 県債		500,000
	1 県債	500,000
歳入	合計	2,335,960

歳出

款	項	金額
1 中小企業近代化資金		2,335,960
	1 中小企業近代化資金	2,335,960
歳出	合計	2,335,960

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成27年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成27年度から平成37年度まで	借入元本500,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入資金貸付金	500,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	500,000			

6 平成27年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成27年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		473
	1 繰入金	473
2 繰越金		29,165
	1 繰越金	29,165
3 諸収入		10,570
	1 貸付金償還金	10,530
	2 雑収入	40
歳入	合計	40,208

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金		40,208
1 農貸		

	1 資金貸付金	40,208
歳出	合計	40,208

7 平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ910,358千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1
	1 繰越金	1
2 諸収入		910,357
	1 貸付金元利収入	910,357
歳入	合計	910,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金		910,358
	1 資金貸付金	910,358
歳出合計		910,358

8 平成27年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成27年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,014,914千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,014,912
	1 県税証紙収入	1,014,912
2 繰越金		2

	1 繰越金	2
歳入	合計	1,014,914

歳出

款	項	金額
1 繰出金	1 一般会計繰出金	1,014,914
	合計	1,014,914

9 平成27年度山梨県集中管理特別会計予算

平成27年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,261,354千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
歳入		

1 使用料及び手数料	1 使用料		49,098
2 繰入金	1 繰入金		58,344
3 繰越金	1 繰越金		1
4 諸収入	1 振替収入		107,153,911
歳入	合計		107,261,354

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		40,285
	1 自動車管理費	40,285

2 給与管理費			107,092,623
	1 給与管理費		107,092,623
3 通信管理費			80,000
	1 通信管理費		80,000
4 車両燃料管理費			48,446
	1 車両燃料管理費		48,446
歳出	合計		107,261,354

10 平成27年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
 平成27年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,085,216千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		26,213,721

2 諸 収 入	1 繰 入 金	26,213,721
	1 貸 付 金 償 還 金	26,871,495
歳 入	合 計	53,085,216

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付		53,085,216
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付	26,214,271
	2 一 般 会 計 繰 出 金	26,870,945
歳 出	合 計	53,085,216

11 平成27年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,454
	1 繰入金	1,454
2 繰越金		50,270
	1 繰越金	50,270
3 諸収入		47,294
	1 貸付金償還金	47,292
	2 雑収入	2
4 県債		5,750
	1 県債	5,750
歳入	合計	104,768

歳出

款	項	金額
1 林業・木材産金 改善資金貸付金	1 資金貸付金	72,514
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金	1 資金貸付金	32,254
歳 出 合 計		104,768

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	5,750	普通貸借	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	5,750			

12 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,878,291千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,452,191
	1 負担金	3,452,191
2 県支出金		519,958
	1 県補助金	519,958
3 繰入金		1,770,607
	1 繰入金	1,770,607
4 繰越金		2,535
	1 繰越金	2,535
5 県債		133,000
	1 県債	133,000
歳入	合計	5,878,291

歳出

款	項	金額
1 流域下水道費		4,225,105
	1 流域下水道管理費	3,363,166
	2 流域下水道事業費	861,939
2 公債費		1,652,186
	1 公債費	1,652,186
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	5,878,291

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			9.0%以内 (ただし、 利率見直し)	

流域下水道事業費	133,000	普通債 貸券 借発 又行	方式で借り入れる資金について、直た見利率の行後、当該利率は、直後	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは償還又は低利に借換えをすることができる。
計	133,000			

13 平成27年度山梨県公債管理特別会計予算

平成27年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,391,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		115,480

	1 財産運用収入	115,480
2 繰入金		88,095,887
	1 一般会計繰入金	88,095,887
3 県債		31,179,642
	1 県債	31,179,642
歳入	合計	119,391,009

歳出

款	項	金額
1 公債費		119,275,529
	1 公債費	119,275,529
2 諸支出金		115,480
	1 県債管理基金積立金	115,480
歳出	合計	119,391,009

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	31,179,642	普通債 債券 貸券 借券 発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れられる資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該利 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	31,179,642			

14 平成27年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 473,773,500キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益	3,966,059千円
第1項 営業収益	3,759,012千円

第2項 財務外収益	7,759千円
第3項 特別利益	199,258千円
第4項 特別利益	30千円
第1款 電気事業費用	3,684,580千円
第1項 営業費用	3,478,398千円
第2項 財務外費用	34,273千円
第3項 特別損失	166,879千円
第4項 特別損失	30千円
第5項 予備	5,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,903,365千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,038千円、減債積立金167,398千円、建設改良積立金502,000千円、地域文化振興・環境保全積立金127,936千円及び過年度分損益勘定留保資金1,965,993千円で補填するものとする。）。

収入

- 第1款 資本的収入 86,384千円
- 第1項 固定資産売却代金 10千円
- 第2項 長期貸付金償還金 70,502千円
- 第3項 国庫補助金 15,872千円

支出

- 第1款 資本的支出 2,989,749千円
- 第1項 小水力発電所建設費 497,880千円
- 第2項 太陽光発電施設等建設費 25,713千円
- 第3項 水力発電設備改良費 1,927,805千円
- 第4項 業務設備改良費 74,393千円
- 第5項 事業外設備改良費 30,240千円
- 第6項 水力発電地点等開発調査費 98,280千円
- 第7項 水力発電設備改良調査費 68,040千円
- 第8項 企業債償還金 167,398千円
- 第9項 繰上金 100,000千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額	
				年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 西山ダム排砂路 改	6,480千円	平成27年度	3,240千円
				平成28年度	3,240千円
		奈良田第一発電所 野呂川取水口業 壇境補修事業	302,400千円	平成27年度	108,000千円
				平成28年度	194,400千円
野呂川発電所 改	297,870千円	平成27年度	91,134千円		
		平成28年度	124,656千円		
		平成29年度	82,080千円		
		西山発電所		平成27年度	108,000千円

1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	西山ダム排砂路 改		野呂川発電所 改	
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		216,000千円	108,000千円	428,760千円	361,800千円
					12,980千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

940,362千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成27年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数

516口

(2) 年間総給湯量

794,000立方メートル

(3) 一日平均給湯量

2,175立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 温泉事業収益 157,707千円
- 第1項 営業収益 149,096千円
- 第2項 営業外収益 8,601千円
- 第3項 特別利益 10千円

支出

第1款 温泉事業費用	175,296千円
第1項 営業費用	172,977千円
第2項 営業外費用	809千円
第3項 特別損失	510千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,514千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,646千円、建設改良積立金114,928千円及び過年度分損益勘定留保資金87,940千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支出

第1款 資本的支出	208,524千円
第1項 温泉事業設備改良費	208,524千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等	38,407千円
------------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,023千円と定める。

16 平成27年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員	235,800人
-----------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域振興事業収益	162,079千円
第1項 営業収益	162,002千円
第2項 営業外収益	67千円
第3項 特別利益	10千円

支出

第1款 地域振興事業費用	160,890千円
第1項 営業費用	147,249千円
第2項 営業外費用	12,631千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,493千円は、過年度分損益勘定留保資金16,426千円及び当年度分損益勘定留保資金60,067千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支出

第1款 資本的支出	76,503千円
第1項 地域振興事業設備改良費	5,000千円
第2項 他会計借入金償還金	70,503千円
第3項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番